

海外経済要録

国際機関

米州諸国

△ガット第13回総会の開催

ガット（G A T T）の第13回総会（締約国団会議）は10月16日から11月22日まで5週間余にわたりジュネーブにおいて開催された。今次総会の主要議題は、日本に対する「35条援用」撤回問題、専門家グループの提出した報告書「国際貿易の動向」の検討、欧州共同市場との調整などであった。

(1) 日本に対する「35条援用」については、インド代表カナンゴ商相が総会第1日の閣僚級会議においてこれを撤回する旨を表明した。これによりガット現締約国37か国中対日35条援用国は14か国となつた。

(2) 「国際貿易の動向」と題する報告書は、ハーバード大学ハーベラー教授ら4名の経済専門家がガットの委嘱をうけて国際貿易の阻害要因に關し研究した成果を取りまとめたものである。同報告は農業保護政策の採用、一次生産物価格の変動、後進諸国の輸出不振などの諸問題を中心検討し、それらを通じて先進工業国におけるより積極的な景気対策の実施、国際流動性増加の必要、バッファー・ストック方式の採用、欧米諸国における農業保護政策の緩和、地域的経済取決めに伴う貿易経路偏重の回避、などについて勧告した。後進諸国代表はこれら諸問題について積極的な発言を行い、とくに米国、西ドイツの農業政策に厳しい批判を加えたが、この結果ガットとしては、各農業政策および後進諸国の輸出に関する問題については委員会を設置して引き続き検討することとした。

(3) 欧州共同市場との関係については、今回の総会では主として商品別に具体的な調整を図ることに努力が払われ、さしあたりコーヒー、ココア、茶、バナナなど若干の品目について、関係国間に於いて共同市場発足に伴う差別的な影響の緩和に関する交渉が行われることとなつた。

以上のほか今次総会では、スイスおよびカンボジアの仮加入を承認すること、今後総会は年2回開催することとし、第14回総会を明年5月ジュネーブで、第15回総会を同10月東京で開催すること、過般の米国互恵通商法延長と明年1月1日から実施される欧州共同市場の関税引下げとに伴い、多角的関税引下げ交渉を開催するため準備委員会を設置すること、なども決定された。

△米国における新種財務省証券発行と12月の国債借換

米財務省は12月1日および15日に期限の到来する総額122億ドルの満期債に対する借換債の条件を発表するにあたり、今後26週間物の新種財務省証券を発行する旨発表した。これは短期債の整理をねらつたものであり、同時に財務省がかねて実施中の国債満期到来日の整理がほぼ完了したと発表したこととあわせて、国債管理簡素化の一環として注目されている。なお新借換債の発行にあたり、初めて割引発行を実施し市中金利の実勢に即するよう配慮したことは、国債管理政策について財務省の慎重な態度を示すものと言えよう。これら諸計画の概要は次の通り。

1. 新種財務省証券

財務省証券は1934年から1937年にかけて、6ヶ月物、9ヶ月物などが発行されたことがあつたが、その後は從前に返つて13週間(91日)物一本の発行となつてゐる。財務省は今後この13週間物に加えて、26週間(182日)物を平行して発行せんとするものであるが、この26週間物の発行は、短期債（財務省証券および債務証書）の整理を行うと同時に、満期が1年では長すぎ、といつて91日では短かすぎるという法人その他の投資家の需要に応じ、かたがたこの新種発行を機会に今後3ヶ月間に両種財務省証券の発行残高を26億ドル増加することとし、来年3月までに予定されている40～45億ドルの新規債発行の一部をまかなわんとするものである。

現在財務省証券の発行残高は234億ドルですべて13週間物であるが、これに新しく26億ドルを追加することにより総額260億ドルの財務省証券が発行されることになる。26週間物の第1回発行日は12月11日であり、13週間物18億ドルの満期到来に対し、13週間物16億ドル、26週間物4億ドル、計20億ドルが発行される。新種証券はさしあたり必ずしも定期的に発行されるわけではないが、最終的には(6ヶ月後と考えられている)13週間物と並んで毎週発行されることになり、発行残高における両者の割合を13週間物156億ドル、26週間物104億ドルとする予定である。

また財務省は、この計画により新たに週達される26億ドル分だけ債務証書(certificate)を減少させる方針なので、国債発行総額中に短期国債(1年内)の占める比率は変化しないといわれる。

なお、この26週間物を連銀が bills only policy 上の

billとして取り扱うかどうかは未決定であり、当局も26週間物を買うことは bills only policy の線に沿つたものと考えると述べているが、現実に売買するかどうかについては言明を避けている。

2. 借換債発行

財務省は12月1日期限到来の33/4%債務証書（1957年12月1日発行、9,833百万ドル）および12月15日期限到来の21/2%長期債（1953年2月15日発行、2,368百万ドル）の借換債として、11月2月物33/8%債務証書および2年51/2月物35/8%中期債の発行を決定、11月19日から21日までその申込受付を行つた。その結果は債務証書に対して7,708百万ドル、中期債に対して4,079百万ドルの借換申込があり、現金償還請求はわずか414百万ドルにとどまつた。かかる売れ行きの好調は、満期債122億ドル中約80億ドルが連銀および政府機関の所有となつていてこと、および割引発行の実施など慎重な配慮を行い金利を市場の実勢に即したものとしたことなどの理由によるものである。

国債の割引発行は先般発行された特別財務省証券を除き初めて行われるものであり、上記の債務証書についてはその発行価格を額面100に対し99.95%、中期債については99.78%とし、その結果実際利回りは、表面利回り3.8%，3.5%に対してそれぞれ3.43%、3.68%の上昇となつた。財務省は割引発行という技術的に新しい方式をとり、さらに今後も割引ないしプレミアム付発行を随時行うような態度をみせているが、このことは国債市場の現況にかんがみ、国債発行に際して市場金利水準に即するように慎重な配慮が払われていることを物語るものである。

今回の借換債がいずれも予想されたより短期のものであつた点について、財務省では国債長期化計画を放棄したわけではないが、現在の市場が落着きを取り戻したとはいいうものの、必ずしも長期債発行に適当とは考えられず、今後来年2月の借換および3月の新規債発行時に長期債発行の機会はあると説明している。

また財務省の発表によれば、今回の借換により財務省証券および租税証券を除く現存市場債のうち今後10年内に満期の到来するものの80%が、各年2、5、8、11月の4回に満期を迎えることとなつた。この措置はかねてから実施中のもので、このように満期到来を整理することにより、①他の借入者を妨害することになる財務省の国債借換操作の回数を減少させること、②法人税納付期（3、6、9、12月）に金融市場を混乱させることが少なくなること、③連銀の金融政策の効果を阻害する度合が減少すること、などの利点を有するものとみられている。

△ラテン・アメリカ中央銀行代表者会議の開催

ラテン・アメリカは広大な地域と資源を有し、戦後急速

な経済開発、工業化を進めているが、近年におけるその貿易額は全世界貿易額のわずか9%、またラテン・アメリカ域内貿易額はその貿易総額のわずか10%にすぎない状況である。

かかる事態にかんがみ、今後同域内貿易および広く世界との貿易促進を図るため、11月末リオデジャネイロにおいてラテン・アメリカ中央銀行代表者会議が開催された。同会議においては、主にラテン・アメリカ諸国が漸次双務協定方式を廃止し、多角決済方式に移行するための具体的討議がなされ、かつラテン・アメリカ貿易の自由化の問題および耐久消費財、資本財の域内貿易促進を刺激するため、域内相互間のクレジット供与の問題についても討議がなされた模様である。

歐 洲 諸 國

◆英蘭銀行の公定歩合引下げ

英蘭銀行は11月20日、現行の公定歩合4.5%を0.5%引下げ4%とし、21日から実施する旨発表した。引下げの理由については、①産業界の在庫削減傾向および設備投資不振の現状にかんがみ、金利面より民間投資に刺激を与えること、②政府が地方公共団体に対して要望している公営住宅建設資金の市場調達を促進すること、③長期国債価格の低落傾向を阻止し、明春以降の政府借換政策の実施を容易にすること、などを目的とするものとみられている。

英蘭銀行が明年以降のインフレーションの進行を憂慮して慎重な態度を持っていたことが一般に知られていただけに、金融界では次の引下げは早くて12月という見方が支配的であった。したがつて今回英蘭銀行が公定歩合引下げに踏み切ったことについては、一般にやや意外の感を与えた模様である。しかし経済の実体をみれば、金ドル準備は季節的に悪化する時期であるにもかかわらず依然増勢を持続し、国際収支面には何らの不安も見えないのに対し、一方国内の失業は536千人（失業率2.4%）を越え、生産活動はなお停滞を続けてるので、今回の措置はむしろ当然とみる向きも多い。ただ本年夏以降の相次ぐ金融緩和措置により市中銀行貸出は若干の増加を示しているが、大口資金需要は依然低調であり、この点フィナンシャル・タイムズ紙などはその社説において「一般的原則として金利は低ければ低いほどよいが、実際には予想利潤の形による何らかの誘因がなければ、利下げだけで投資活動を増大させることはむずかしいのではないか」という疑問を寄せている。

◆英國における株式の賦払購入

最近の賦払購入制度の普及について、このほど英国では引受業者、信託会社、月賦金融会社などが中心となつて、

賦払制度によつて零細投資家層を株式投資に吸收しようとする動きが活発になつてきた。従来も企業内で従業員に当該会社がその株式を賦払で分与することは行われていたが、今回のように不特定多数の投資家層を対象としてかかる方法が採用されたのは初めてである。最近公表されたものは2種あり、一つは株式購入資金を直接貸し付け賦払返済を受けるものであるが、他の一つはユニット型投資信託を賦払で募集するものである。後者の第1回公募は11月28日から行われたが、応募額は12月3日までに8.8百万ユニットを上回る盛況であつた。その概要は次の通り。

1. 株式購入資金の賦払貸付

- (1) 貸付機関……Bowmaker 社（有力月賦金融会社）。ほかに Franco British Trust 社も類似のものを実施している模様。
- (2) 貸付方法……貸付機関の認める英国の会社株式を購入しようとするものに対して、印紙税および手数料など諸掛を含む全費用の75%までを貸し付ける。購入した株式の所有権は借り手に属し、配当金、株主権、減税措置などの諸特典を享受することができる。
- (3) 貸付期間……12か月、18か月、24か月。
- (4) 貸付金利……当初の貸付金額に対し年率5%，したがつて実効金利は期間1年で9.1%，2年で9.8%となる。
- (5) 貸付金額……原則として最低100ポンドから最高1,000ポンドまで。

2. 賦払による投資信託

- (1) 募集機関……Philip Hill Higginson and Co. 社（引受け業者）。なお N.M. Rothschild 社および Robert Fleming 社なども実施の予定。
- (2) 投資信託の条件……第1回募集額1ユニット10シリングで5百万ユニット（250万ポンド）。配当は年2回、約4½%程度になる見込。運営対象は国債および英國主要会社の普通株50~60銘柄の予定。
- (3) 購入方法……頭金25%以上、残余は12か月、18か月、24か月の分割払。金利は期間に応じ5%，7½%，10%。なお申込受付は100ユニット単位で行われ、100ユニットごとに10シリングの手数料（登録料および賦払者死亡の場合の未払金に対する保険料を含む）が徴収される。本人死亡の場合は残額の払込を要せず、投資信託持分は相続される。

◇西ドイツの預金金利引下げ

西ドイツ各州銀行監督局は11月14日、下記の通り預金金利を引下げ、11月20日から実施する旨決定した。

- (1) 告知期間12か月以上の貯蓄預金……4%（従来4¼%）
- (2) 定期・通知預金……期間に従い、2~3½%（従来2%）

～4½%）

なお、これと同時に約定告知期間付貯蓄預金（法定告知期間—3か月一によらないもの）について6か月の告知禁止期間を設けて事実上据置期間を延長し、また従来行われていた定期・通知預金に関する大口預金の金利優遇（50千マルク以上1½%高）を廃止する措置を決定した。

今回の引下げ措置は、2、7月に続き本年8度目の中であるが、①公定歩合の変更と無関係に実施されたこと、②貯蓄預金について1年以上の約定告知期間付分のみを対象としたこと、③金利引下げのほか上記2措置を同時に実施したこと、などがその特色として挙げられ、これにより年初来論議されてきた預金金利是正問題は一応落着したものとみることができる。

本措置のねらいは、貯蓄預金金利について、①法定告知期間付貯蓄預金の金利および告知方法を変更しないことにより大衆の零細貯蓄を保護したこと、②引下げに反対する貯蓄銀行筋の主張を勘案して、金利変更を1年以上のものについてのみ1¼%実施するにとどめる一方、据置期間延長を通じて約定告知期間付預金の事実上の金利低下を図つたこと、などの点にあると考えられる。なおこれは貯蓄預金勘定から企業・法人の預金（全貯蓄預金中13~14%を占めるものと推定されている）を締め出そうとする当局の意向とも密接に関連しているものとみられる（金融組織法改正案では将来貯蓄預金を個人の小口預金に限定する方針）。

また定期預金金利のかなり大幅な引下げは、金融機関のコスト軽減を通じて貸出金利引下げを可能ならしめ、かつ長期資金の資本市場への導入促進を意図するものと判断される。ちなみに今回の措置によつて、1年半運用可能な資金の利子収入は貯蓄預金4%，定期預金3½%となり、工業債の5½%に比しかなりの開きが生ずることとなつた。

◇フランスの賦払信用条件緩和措置

国家信用理事会は12月4日、賦払信用の条件を次の通り緩和した。

- (1) 家庭器具、ラジオ、テレビ、スクーターなどの二輪車の頭金率を30%から25%へ引下げ。
- (2) 家庭器具、受信機で価格10万フラン以上のものの借用期間を12か月から15か月へ延長。

同時にフランス銀行は、その再割の対象となる中古車（5年未満）にかかる商業手形の手形期間を、乗用車については12か月から15か月、重量車については15か月から18か月へそれぞれ延長した。

これらの措置は、本年7月末の家庭器具、受信機、スクーターなどに対する頭金率の引下げ（35%から30%へ）に続くものであつて、とくに不振を示している上記業界に対する救済策として採られたものである。

なお、国家信用理事会では、一部経済部門に経済活動の低下または成長率の鈍化が見られるとしても、経済活動の水準はなお高く、かつ貿易収支も改善し通貨量も安定しているので、今後の金融政策の方向は来年度予算成立をもつて決定すべきであるとしている。

◇オランダ銀行の公定歩合引下げ

オランダ銀行は11月14日、現行公定歩合3.5%を0.5%引き下げ3.0%とし、15日から実施する旨発表した。

オランダ銀行は、本年に入つてからすでに3回(1、3、6月)公定歩合を0.5%ずつ引き下げてきたが、今回の引下げも外貨収支の好転を背景としてさらに国内景況をある程度刺激せんとする意図のもとに行われたものである。

オランダの金・外貨準備は、交易条件の改善に伴う貿易収支の好転(1~9月貿易赤字1,251百万ドル、前年同期3,504百万ドル)、短期資金の還流などにより10月末現在1,383百万ドルと年初来327百万ドルを増加した。しかも9月には昨年9月IMFより借り入れた68.75百万ドルの一部33.75百万ドルを返済し、残額も年内に完済の予定と伝えられる。

一方、昨年末来世界景気停滞の影響をうけ不振を示してきた工業生産は最近ようやく直りを示し、9月末現在で昨年同期の水準に復しているが、失業者数は9月現在62千人となお前年同期(36千人)を上回つている。

◇ソ連新7か年計画(1959~65年)の目標

11月12日開催されたソ連共産党中央委員会総会においてフルンチョフ党第一書記は「1959~65年ソ連国民経済発展統制数字」(いわゆる7か年計画)を発表し、全国民の討議を要請した。この草案は明年1月27日開催予定の第21回臨時党大会に提出され、若干の修正を経た後承認されるものとみられる。その主要数字は次の通りである。

重工業生産高

	1965年	1958年比 増加率(%)
金属切削工作機械(千台)	190~200	1.4~1.5
鍛造・プレス機械(〃)	36.2	-1.5
自動・半自(オートメー) 動ライシ(ショット工程)(組)	250~271	1.9~2.1
精密機械・器具(十億ルーブル)	18.5~19.2	2.5~2.6
タービン(百万キロワット)	18.7~20.4	2.8~3
タービン用発電機(〃)	17.5~18.4	3~3.2
交流モーター(〃)	32~34	2.2~2.4
圧延設備(千トン)	200~220	2~2.2
化學設備(十億ルーブル)	3.5~3.7	3.3~3.5
織維工業用技術設備(〃)	2.5	2.2

食料品・製粉工業用 技術設備	(〃)	3.8~4.0	2.1~2.3
自動車(千台)	750~856	1.5~1.7	
電気機関車・ ディーゼル機関車(台)	2,550~2,700	2.3~2.5	
セメント工業用技術設備(千トントン)	180~220	2.1~2.6	
鋳造用技術設備(百万ルーブル)	360~410	2.3	

軽工業生産高

	1958年 (見込)	1965年	増加率 (%)
綿織物(百万メートル)	5,800	7,000~8,000	33~38
毛織物(〃)	300	500	67
あま織物(〃)	480	635	32
絹織物(〃)	814	1,485	82
靴下類(百万足)	882	1,250	42
メリヤス下着(百万着)	392	780	99
メリヤス・シャツ(〃)	95	160	68
革靴(百万足)	355	515	45

食料品工業生産高

	1958年 (見込) (千トン)	1965年	増加率 (%)
肉	2,830	6,130	117
バター(〃)	627	1,006	60
乳製品(ミルク換算)(〃)	6,017	13,546	25
砂糖(てんさい精製)(〃)	5,150	9,250~10,000	80~94
植物油(〃)	1,221	1,975	62
魚類(〃)	2,850	4,626	62
エチルアルコール(百万デカリットル)	158.8	202.8	28

農作物調達高

	1965年	1957年比 増加率(%)
原綿(千トン)	5,700~6,100	35~45
てん菜(〃)	70,000~78,000	80~100
菜種(〃)	3,560	80
じやがいも(〃)	11,720	48
あま(〃)	530	37
肉(〃)	11,050	120
ミルク(〃)	40,610	100
羊毛(〃)	540	90
卵(十億個)	10	130

農地百ヘクタール当たり生産高のソ連・米国比較

	(単位・ツェントネル=100kg)	
	ソ連(1965年)	米国(1957年)
穀物	329~360	280
じやがいも	294	19
砂糖	18.5~20	4.1
肉(とき重量)	32	29
ミルク	200~210	101
羊毛	1.1	0.2

国家投資

	(単位・十億ルーブル)	
	1952~58年	1959~65年
国民経済全体	1,072	1,940~1,970

増加率
(%)

81~84

うち

生産設備建設	821	1,488～1,513	81～84
住宅・公共施設建設	208	375～380	80～83
教育・文化・保険施設建設	43	77	79

燃料バランスのソ連・米国比較 (%)

	ソ連	米国	
	1958年	1965年	1955年
ガス・石油	31	51	67
石炭	59	43	38

ソ連工業生産高に占めるシベリアの比重 (%)

	1957年	1965年	
銑鉄	7	43	
鋼	9.4	47	
石炭	26	50	
石油	—	30	
電力	20	46	

工業総生産高増大予想のソ連・米国比較

(1958年ソ連=1)						
1958年	1959年	1960年	1961年	1962年	1963年	1964年
ソ連	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6
米国	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0
1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	
ソ連	1.8	1.9	2.1	2.3	2.5	2.7
米国	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.3

(工業・経済新聞、1958.11.21号)

アジアおよび大洋州諸国◇第10回コロンボ・プラン協議会の開催

第10回コロンボ・プラン協議会は10月20日から加盟18か国代表参加のもとにシアトルにおいて開催され、11月10日からは閣僚級代表による会議が行われた。閣僚会議の開会に当たりアイゼンハウアー米大統領は、国際貿易の拡大、技術の発達、民間投資の促進など5項目にわたる発展計画（Program for progress）に関して演説したが、とくに貿易の拡大と貿易制限の緩和に先進諸国が協力することにより、原始生産物に対する需要を喚起するよう要請したことは、被援助国側に多大の共感を呼んだ。

13日発表されたコミュニケによれば、コロンボ・プラン地域の開発には引き続き大きな進展がみられたが、発展テンポは前年をいくぶん下回った。これは天候不順による食糧生産の減退、インフレ圧力の増大、輸出所得減少による輸入の困難化などによるものであるとされている。また域内では公共部門投資が開発面で依然大きな役割を演じているが、最近民間投資の重要性も次第に認識され、とくに外国民間投資は資本ばかりでなく、後進国に必要な技術面、経済面の熟練を導入する点が高く評価されるに至つている。

国内資金調達面では貯蓄を奨励するために健全な金融政策が重要であることも認められている。一方外国資本の重要性とともに、これを十分活用するためには技術的訓練と熟練が心要であり、技術援助の重要性も次第に増大しており、この面で昨年被援助国相互で訓練した技術者数が全体の11%から20%に増大していることは、被援助国側の努力を証明するものであるとしている。

◇インド準備銀行の輸出手形優遇措置

インド準備銀行は輸出手業者に対する低利融資を円滑化する目的をもつて、今般Bill Market Scheme(注)の輸出手形への適用範囲拡大およびその優遇措置を決定した。すなわち、準備銀行は90日以内の期限付輸出手形（IMF加盟国振出し）を担保とする指定銀行への貸出に応ずる（さしあたりポンベイ、カルカッタ両支店のみ）こととし、同時に本貸出に限り、①1件当りの最低貸出額を20万ルピー、担保手形も2万ルピー（その他貸出はそれぞれ50万ルピー、5万ルピー）へ引き下げ、②また金利は4%と公定歩合並みとするが、印紙税を同行が半額負担することにより、実質金利をその他貸出の4.2%に対し4.1%へ軽減するなどの優遇措置を講ずることとした。

(注) 準備銀行が同国手形市場发育（従来同国では手形に対する信用度が薄く、手形取引の慣習も未発達で、金融取引にはCash Creditや当座貸越しが多く利用されていた）のため1952年1月に設けられた制度で、指定銀行に対し実際の商取引に基いて振り出された90日以内の期限付手形を担保として貸出を行うもの。

なお同国政府は、年初来輸出税の減免、輸出品目の大幅自由化、輸入原材料、機械割当面での輸出産業優遇などの措置を講じており（11月号参照）、加えて11月17日より原綿の輸出税半減（1俵当り50ルピーから25ルピーへ）と輸出用25万俵の追加放出、および同25日よりマンガン鉱の輸出税全廃を決定した。かかる一連の輸出促進政策の一環として、かねてから輸出委員会の要請もあり、早晚金融面においても輸出優遇措置の実施が期待されていたものである。

◇インドの銀行預金金利協定

インド銀行協会は、全国的なものとして初めて次のとおり預金金利最高レートの自主協定を行い、預金50百万ルピー以上との銀行間で実施することとした。

当座預金	14%
コール・マネー	37.6%
(注1)	
定期預金（3ヶ月未満）	37.6%
" (" 以上)	4%
普通預金（Savings）	21.6%
(注2)	
現金預り（Cash Certificates複利）	
(5年未満)	4%
" (" 以上)	4.4%

(注) 1. 従来の定期預金利 (9月末、%)

	ボンベイ	カルカッタ
3か月	2½~4½	2½~4½
6か月	2~4½	3½~4½
12か月	2½~4½	2½~4

(注) 2. 一種の定期預金であるが引出しが自由、引出しまでの期間に応じて累進的な利子を付するもの、契約期間は本協定で3年以上とされた。

インドにおいては、昨年夏に至る数年来の金融逼迫を映して預金獲得競争が激化し、預金利のつり上げとその結果として短期預金利が長期預金利を上回るなどの混乱を生じた。預金利引上げのため定期預金を中心とした預金量が急増をみた反面、その後の金融緩慢化(9月号参照)による貸出金利漸落傾向から銀行採算が圧迫されるに至り、また一部地方により異常に上昇した金利を引き下げ預金利体系を正常化する心要からも、この自主協定締結に到達したものとみられる。

ちなみに同国指定銀行(注1)の総預金量は本年に入つても引き続き増勢をとり、8月22日153億ルピーと初めて銀行券流通高を上回った(注2)が、これはわが国においては明治29年(60余年前のことである。

(注) 1. インドの商業銀行392行(7月末)中、法人組織で払込資本金および積立金の合計額が50万ルピー以上、かつ準備銀行がその業務の健全性を承認したものの、7月末現在92行、預金量は全商業銀行の84%を占めている。

2. 9月末のわが国全国銀行総預金量は、銀行券発行高の9倍。

◇インド・ソ連新通商協定の締結

インドはかねてより輸出促進対策の一環として、ソ連はじめ東欧共産圏諸国へ通商使節団を派遣、これら諸国との双務貿易取決めに努力してきたが、11月16日ソ連との間に次のとおり新貿易協定の締結をみた。

本協定は、①期間5か年(前協定は1953年12月調印)、②相互に最恵国待遇を供与、③外貨を要しないルピー建清算勘定による決済方式(従来は現金決済)の採用、④インドの輸入商品は各種工業プラント、発電設備、採油採炭機、トラクターその他農機具、圧延鋼材、非鉄金属など、またインドの輸出商品は茶、香料、皮革、羊毛、たばこなどとし、相互に輸入商品の再輸出を禁止すること、などを規定している。この結果インドは、同国準備銀行に設置されるルピー建清算勘定を通じ外貨流出なしにソ連からの物資買付が可能となり、協定期間終了時の残高は相手国からの輸入により決済されることとなつた。

このほかインドはポーランド、東ドイツとも最近同様の通商協定を締結、さらにチェコ、ハンガリー、ルーマニアとも交渉を進めている。インド政府はかかる通商協定の締結、なかんずくルピー建清算勘定方式の採用によつて、昨年中同国輸出入額のそれれ4%を占めるにすぎなかつたこれらソ連東欧共産圏諸国との貿易倍増が見込みるとし、同時にインドの経済開発計画進展に伴う必要開発資材、工

業原材料の輸入円滑化およびその伝統的国産品の輸出増進に、少なからず貢献するものと期待を寄せている。

◇マラヤ政府、銀行法修正案を議会に提出

マラヤでは本年9月25日銀行法の公布をみたが、このほど政府は同法の修正案を議会に提出することを明らかにした。修正案の骨子は、外国政府もしくは外国政府機関により資本金の50%以上が出資されているか、または重役の過半数が政府によつて任命されている銀行(支店を含む)は、マラヤにおいて業務活動を行うことができない、とするものである。もし修正案が議会を通過すれば、明年1月以降3か月以内にこれに該当する銀行は閉鎖されることになる模様である。

この修正条項に該当するマラヤ所在外国銀行は、中共系の中国銀行(Bank of China)のクアラルンプールおよびペナンの2支店であつて、明らかに中国銀行の締出しをねらつているものとみられている。これによりマラヤ在住の華僑とくにゴム生産業者や米の仲買業者、小資本商社に与える影響は大きいとみられ、他方マラヤの中共品輸入制限以来とられている中共の経済的な報復措置はゴム買付の停止などとなつて現われており、今後の成行きが注目される。

◇インドネシアの輸出市場転換策

インドネシアは独立後もその輸出をオランダ市場を通じて行つてきたが、昨年末の反オランダ運動以来市場転換を促進しており、最近政府は錫市場をロンドンへ、茶およびたばこ市場を西独のハンブルグ、ブレーメンへそれぞれ切り替える措置を進めている。すなわちインドネシア産錫の大半を占めるバンカ錫は、従来オランダのヘーグで精錬されていたが、このほどロンドンの Brandeis Goldschmid & Co.において独占的に精錬されることとなり、バンカ島から大量の錫がロンドンへ積み出されている。また茶およびたばこのオランダ市場からの切替については、西独業界との話し合いが相当進展しており、近く具体化するものと伝えられている。本年の対オランダ貿易は次のとく著しい縮小をみている。

1958年上期輸出 36百万ドル (前年同期 60百万ドル)
" 輸入 1.6 " (" 48, ")

なお、金融面についても徐々にオランダ依存から脱却しようとしており、本年7月、インドネシア銀行(中央銀行)はロンドンに事務所を開設し、重点をアムステルダム事務所よりロンドンに移行させようとしている。もつともインドネシアとEPU諸国との決済は現在なおオランダ銀行を通じて行われている。

◇台湾における単一為替レートの実施

国府行政院は11月20日、去る4月12日公布した「外国為替貿易管理弁法」(5月号要録参照)を改正、これに基き24日、対外貿易審議委員会から「甲種物資輸出入為替処理弁法」が公布され、21日から從来の複数為替レートを廃止し、実質的単一為替レートを実施することとなつた。その内容は次のとくである。

- (1) 輸出入物資に対する甲乙両種の区分(注1)および米援輸入物資に対する甲種取扱を廃止し、一律に輸出に対しては為替取組証を発給し、輸入に対してはこれを添付する(従来、甲種物資の輸出入には為替取組証が必要でなかつた)。
- (2) 政府および軍政機関の輸入に対しても為替取組証を添付する。
- (3) 政府機関の仕向および被仕向送金に対しても為替取組証を発給し、あるいは添付する。
- (4) 債務償還(米援を含む)のための外貨買入れに対して為替取組証を添付する。
- (5) 為替取組証の有効期限を従来の120日から180日に延長する。

今次改正により輸出入に当たり従来の公定為替相場に一律に為替取組証を添付または発給されることになつた結果、台灣銀行における売買相場(注2)は1米ドル当り、売相場36.38元(うち為替取組証11.6元)、買相場36.08元(うち為替取組証11.5元)となつた。なお今次改正は国内価格体系を正常化することにより、経済の健全な発展を図る意図に基くものとされているが、他面実質的には従来の甲種物資について必要とする為替取組証の価格11.5元に相当する46%余のレート切下げが行われたことであるから、かなりの物価騰貴は免れず、今後の推移が注目される。

(注1) 輸出では砂糖、米、塩、輸入では重要機械、肥料、綿花、大豆、小麦を甲種とし、それ以外は乙種物資としている。

(注2) 為替取組証は市場で自由に充買されているため、台灣銀行の建値のほかに市場価格が形成されており、大体1米ドル当り13元前後の模様である。

◇ニュージーランド、英國品に対する特惠マージンを引下げ

ニュージーランド政府は、本年4月以来英國政府との間に通商協定の一部改正に関する折衝を続けてきたが、このほどようやく両国間に意見の一一致をみるに至り、11月25日新ベースについて調印が行われた。

ニュージーランドは1932年のオタワ協定に基く従来の通商協定により英國産品の輸入に際し最低20%の特惠マージン(英國産品と他の諸国からの輸入品との間に設定された関税差)を付与する義務を負つていた。しかし、英國以外の諸国からの輸入品コストを切り下げるとともに、増大する酪農製品の新輸出市場を求めるため一般関税、最惠国関

税の引下げを実現しうる特惠マージンの引下げが先決であるとし、この点を英國側に強く要望していたものである。

当初ニュージーランドは10%への引下げを主張、英國側は輸出の減退を懸念して応ぜず、折衝は難航したが、結局英國側が折れ、新ベースにおいては、①英國市場に輸出されるニュージーランド産品に対しては現行の権利および特惠を変更しない。②英國産品に対する特惠マージンは、トラクターおよびそのエンジン、鉄鋼および非鉄金属などに対しては5%、ビタミン、ミルクなど薬品や農業機械、レンズなどに対しては7.5%、その他は10%に引き下げるとなり、ニュージーランド側の要望が全面的に受け入れられたかたちとなつた。

なお、ニュージーランドの輸入総額中英國は現在5割強と圧倒的な比重を占めているが、今後は上記措置によりわが国の輸出上の不利益も緩和されるから輸出(ニュージーランド輸入総額の1%前後)の伸長も期待されよう。

◇豪州における貯蓄銀行の預金利引上げ

豪州連邦貯蓄銀行をはじめ豪州国内にある貯蓄銀行9行は、11月1日からその預金利の引上げと預入限度の拡大(一部銀行を除く)を実施した。

同国における貯蓄銀行の預金利は1956年4月に引き上げられて以来変更がなかつたが、今回の引上げにより預金利の水準は1928~31年の年利4%に次ぐ高率となつた。

貯蓄銀行当局では、貸出し利(連邦貯蓄銀行は年利5~5.5%)を据置いたまま預金利のみを一方的に引き上げた理由について、①最近預金の増加率がやや鈍化していること(1~9月の増加率は4.2%、前年同期5.4%)、②9月末、戦時国債の借換をめどに発表された特別国債が年利4~5%、かつ償還時に割増金をつける、などの有利な条件を出したため、貯蓄銀行預金が相対的に不利になつたことなどを指摘し、預金獲得に対する対処策であると明言している。

金利引上げの内容は次の通りである。

新金利

	連邦貯蓄銀行等6行	南豪州貯蓄銀行	信託貯蓄銀行
預金残高	年利	年利	年利
1~2,000ポンド	3%	3 1/4%	3 1/4%

(旧金利)

預金残高	{ 1~500ポンド 501~1,000"	2 3/4%	3%	3%
		2 3/4%	1 1/2%	1 1/2%
	1,001~1,500"	1 1/2%		

(注) 上記に規定する額以上については利子の支払は許されていない(豪州銀行法第39条)。信託貯蓄銀行とは経営が受託者團(trustee)によって担当されているもので、その属する州政府の保証を受けている。